

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 法人税申告書の提出期限

Q: 法人税申告書の提出期限は、事業年度終了後2カ月以内と思っていましたが、3カ月以内に提出している会社もあると聞きました。3カ月以内でもよいのでしょうか。

A: 一定の理由がある法人については、提出期限の延長が認められています。

### 【解説】

法人税の場合、確定申告書は原則として、その事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に提出しなければなりません。

しかし、法人が会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書を提出することができない常況にある法人については、原則として1カ月間確定申告書の提出期限の延長が、その法人の申請により認められます。

ここでいう「これに類する理由」には、会計監査人の監査を必要としないが、定款において事業年度終了の日から3カ月以内に株主総会を開催する旨を定めているため、事業年度終了の日から2カ月以内に決算が確定しない場合も含まれることになっています。

なお、この特例は、最初に延長を受けようとする事業年度終了の日までに「申告期限の延長の特例の申請書」を提出し、承認を受けることとなりますが、災害等による延長とは異なり、一度承認を受ければ每期延長の申請をする必要はありません。ただし、消費税には、このような延長の特例は設けられていませんので、注意してください。

